

管理職員等の範囲を定める規則

昭和59年4月1日
公平委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 十勝環境複合事務組合に勤務する職員のうち、管理職員等は別表左欄に掲げる機関について同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則（昭和59年4月1日）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月1日）

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月13日）

この規則は、昭和63年9月13日から施行する。

附 則（平成元年3月22日）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年5月29日）

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月11日）

この規則は、平成6年7月11日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年8月30日)
この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日)
この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月26日)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日)
この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月7日)
この規則は、平成12年4月7日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月4日)
この規則は、平成18年8月4日から施行する。

附 則 (平成20年4月24日)
この規則は、平成20年4月24日から施行する。

附 則 (平成23年4月26日)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年4月9日)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月24日)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月28日)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月25日)
この規則は、公布の日から施行する。

別表

機 関	職
組合長の事務部局	事務局長、課長、場長、所長、課長補佐、所長補佐、総務課総務係長
議会の事務部局	事務局長、事務局次長、課長
監査委員の事務部局	事務局長、事務局次長、主幹
公平委員会の事務部局	書記

備考

- 1 公平委員会の事務局の項中「書記」とは、帯広市公平委員会処務規則（昭和47年公平委員会規則第2号）第7条に規定する上席の書記をいう。